

# 目 次

第 1 編	総 論
第 1 章 総則	1
1 計画の目的	
2 計画の対象	
3 市の責務	
4 計画に定める事項	
5 計画の見直し	
6 計画の変更手続	
7 実施マニュアル（仮称）の作成等	
第 2 章 基本方針	3
1 基本的人権の尊重	
2 市民の権利利益の迅速な救済	
3 市民に対する情報提供	
4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	
5 市民の協力	
6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8 保護措置等に従事する者等の安全の確保	
9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用	
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱	5
1 地方公共団体	
2 指定地方行政機関	
3 指定（地方）公共機関	
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	
第 1 節 地勢	9
第 2 節 気候	9
第 3 節 人口	11
1 常住人口	
2 昼間人口	

3	外国人登録人口	
第4節	道路の位置等	15
1	主な自動車専用道路	
2	主な一般道路	
3	自動車保有台数	
第5節	鉄道、港湾、空港の位置等	16
1	鉄道	
2	港湾	
3	空港	
第6節	主な施設等	19
1	地下街・高層建築物	
2	石油コンビナート等	
3	自衛隊施設	
第5章	計画が対象とする事態	21
1	武力攻撃事態の類型	
2	緊急対処事態の事態例	
第6章	緊急対処事態への対処	23
1	基本的事項	
2	緊急対処事態対策本部	
3	緊急対処保護措置の実施	
	(1) 緊急対処事態保護措置の実施に関する基本的事項	
	(2) 緊急対処事態における警報	

<b>第2編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>
------------	--------------------

### 第1章 実施体制の確立

第1節	市の実施体制	25
(1)	事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合	
(2)	原因不明の事案が発生した場合	
第2節	市国民保護対策本部等	27
1	市対策本部	
(1)	市対策本部の設置等	

(2) 市対策本部長等の職務	
(3) 市対策本部長の権限	
2 区対策本部	
(1) 区対策本部の設置等	
(2) 区対策本部長等の職務	
(3) 各部の支援	
3 現地調整所	
第3節 動員 -----	4 1
1 動員基準	
2 動員の指令	
3 勤務時間外における参集	
4 動員の報告	
5 応援職員の動員	
第4節 関係機関等との連携協力の確保 -----	4 2
1 国・府の対策本部との連携	
2 府への措置要請等	
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
4 指定（地方）公共機関への措置要請	
5 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	
(1) 他の市町村に対する応援の要求	
(2) 府に対する応援の要求	
(3) 応援の要求にあたって明示する事項	
(4) 応援部隊の受入体制の整備	
(5) 事務の委託	
6 指定（地方）行政機関等に対する職員の派遣要請	
7 市の行う応援等	
(1) 他の市町村に対して行う応援等	
(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援	
8 市民の自発的な協力との連携	
<b>第2章 住民の避難</b>	
第1節 警報及び緊急通報 -----	4 6
1 警報	

(1) 警報の伝達・通知	
(2) 伝達方法	
(3) 配慮を要する者への伝達	
(4) 警報の解除	
2 緊急通報	
(1) 武力攻撃災害の兆候の通知	
(2) 緊急通報の伝達・通知	
第2節 避難の指示・退避の指示	48
1 避難の指示	
2 退避の指示	
(1) 退避の指示者	
(2) 退避の指示に伴う措置	
(3) 屋内退避の指示	
(4) 安全の確保	
第3節 避難誘導	51
1 避難誘導の流れ	
2 避難実施要領の作成	
(1) 避難実施要領の作成	
(2) 避難実施要領の変更	
(3) 避難実施要領の伝達・通知	
3 避難住民の誘導	
(1) 市職員等による避難誘導	
(2) 関係機関等との連携	
(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整	
(4) 援護を要する者への対応	
(5) 安全の確保	
(6) 避難住民の復帰のための措置	
<b>第3章 避難住民等の救援</b>	
第1節 救援の実施	55
1 救援の実施	
(1) 市長による救援	
(2) 関係機関等との連携	

## 2 救援の内容

- (1) 救援の基準等
- (2) 収容施設の供与
- (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- (4) 医療救護の提供
  - (4)-1 初期初動医療救護活動
  - (4)-2 後方医療体制の確保
  - (4)-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営
  - (4)-4 保健師等による健康相談
  - (4)-5 N B C 攻撃を受けた場合の医療活動
- (5) 被災者の捜索・救出
- (6) 遺体の処理、火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 住居障害物の除去

### 第2節 安否情報の収集・提供 ----- 6 6

#### 1 安否情報の収集

- (1) 市長による収集
- (2) 収集の方法
- (3) 収集する対象と項目
- (4) 安否情報の整理

#### 2 府知事に対する安否情報の報告

- (1) 報告方法
- (2) 安否情報の報告時期

#### 3 安否情報の提供

- (1) 安否情報の照会の受付
- (2) 安否情報の回答

#### 4 日本赤十字社に対する協力

## 第4章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 市の役割 ----- 7 5

#### 1 武力攻撃災害への対処

2	府知事への措置要請	
3	消防に関する措置	
第2節	応急措置等の実施	75
1	緊急通報	
2	退避の指示	
3	警戒区域の設定	
	(1) 設定者及び設定する要件	
	(2) 設定方法	
4	消火・救助・救急活動	
	(1) 消防の活動	
	(2) 相互応援（受援及び応援）	
	(3) 安全の確保	
	(4) 関係機関による連絡会議の開催	
	(5) 市民への協力要請	
第3節	生活関連等施設の安全確保	79
1	生活関連等施設の安全確保	
	(1) 生活関連等施設	
	(2) 市の役割	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	
	(1) 危険物質等に関する措置命令等	
	(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容	
3	石油コンビナート等に係る災害への対処	
第4節	NBC攻撃による災害への対処	85
1	市の役割	
	(1) 応急措置の実施	
	(2) 国の方針に基づく措置の実施	
	(3) 関係機関との連携	
	(4) 市長の権限	
	(5) 汚染原因に応じた対応	
	(6) 職員の安全の確保	
第5節	保健福祉・衛生	87
1	防疫活動	

(1) 感染症への対応	
(2) 環境衛生対策班の編成	
(3) 環境衛生対策班の任務	
(4) 防疫資機材等の調達	
2 食品衛生活動	
(1) 食品衛生対策班の編成	
(2) 食品衛生対策班の任務	
(3) 検査資機材等の調達	
3 飲料水衛生確保対策	
4 避難住民等の健康維持活動	
(1) 巡回相談等の実施	
(2) 心の健康相談等の実施	
5 福祉サービスの提供	
(1) 福祉ニーズの把握	
(2) 支援活動	
(3) 緊急入所等	
6 応援要請	
7 動物の保護等に関する配慮	
第6節 廃棄物の処理 -----	92
1 ごみの処理	
(1) 作業計画の策定	
(2) 一時集積	
(3) 処理・処分	
(4) 応援要請	
2 がれき等の処理	
(1) 作業計画の策定	
(2) 一時集積	
(3) 処理・処分	
(4) 応援要請	
3 し尿の処理	
(1) 作業計画の策定	
(2) トイレの設置及びし尿の収集	

(3) 処理・処分	
(4) 応援要請	
第7節 被災情報等の収集・報告・公表等	95
1 被災情報の収集及び共有	
2 被災情報の報告	
3 公表・情報提供等	
第5章 市民生活の安定	96
1 生活関連物資等の価格安定	
(1) 生活関連物資等の価格の調査・監視	
(2) 関係法令に基づく措置	
2 避難住民等の生活安定等	
(1) 被災児童生徒等に対する教育	
(2) 公的徴収金の減免等	
(3) 就労状況の把握と雇用の確保	
3 生活基盤等の確保	
(1) 水の安定的な供給	
(2) 施設の適切な管理	

## 第3編

## 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備	98
1 24時間即応体制の確立	
2 動員体制・連絡網の整備	
3 消防等の体制	
第2節 関係機関との連携	98
1 連携体制の整備	
(1) 関係機関等の連絡先一覧の作成等	
(2) 関係機関等との情報共有	
(3) 相互応援体制等の整備	
2 自主防災組織等との連携	
第3節 研修	99



第4節 情報収集・提供	-----	100
1 情報収集・提供のための体制の整備		
2 危機管理総合情報通信システムの整備		
3 非常通信体制の確保・整備		
第5節 広報・啓発	-----	100
第6節 訓練	-----	101
第7節 備蓄等	-----	101
1 市における物資及び資材の備蓄・整備		
(1) 防災のための備蓄の活用		
(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材		
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等		
(1) 施設及び設備の整備及び点検		
(2) ライフライン施設の機能性の確保		
<b>第2章 避難・救援・災害対処</b>		
第1節 避難	-----	103
1 基礎的資料の準備		
2 警報の伝達・通知		
(1) 警報の伝達・通知先の確認		
(2) 府警察との連携		
(3) 伝達ルート確保		
(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備		
(5) 伝達方法の住民への周知		
(6) 新たな伝達手段の検討		
3 避難誘導		
(1) 避難実施要領のパターンの作成		
(2) 援護を要する者の避難誘導		
(3) 近隣市との連携の確保		
4 避難施設		
(1) 避難施設の指定		
(2) 指定にあたっての留意事項		
(3) 指定手続		
(4) 変更・解除手続		

(5) 指定情報の共有化と周知	
5 運送の確保	
第2節 救援 -----	105
1 救援に関する基本的事項	
(1) 基礎的資料の準備	
(2) 関係機関との調整	
2 安否情報の収集・整理・提供	
(1) 安否情報収集のための体制整備	
(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	
第3節 災害対処 -----	106
1 被災情報の収集・連絡体制の整備	
2 生活関連等施設の安全確保	
(1) 生活関連等施設の把握	
(2) 市が管理する公共施設等における警戒	
<b>第3章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	
第1節 意義 -----	107
第2節 赤十字標章等 -----	107
1 内容	
2 交付及び管理	
第3節 特殊標章等 -----	109
1 内容	
2 交付及び管理	

## 第4編

## 復旧等

### 第1章 施設の応急復旧

第1節 基本的事項 -----	112
1 復旧のための体制・資機材の整備	
2 応急復旧の実施	
3 通信手段の確保	
4 府等に対する支援要請	
5 主要施設の応急復旧	

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 国における所要の法制の整備 ----- 1 1 4

第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧 ----- 1 1 4

## 第3章 保護措置に要した費用の支弁等

第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ----- 1 1 5

1 国に対する負担金の請求方法

2 関係書類の保管

第2節 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん ----- 1 1 5

1 損失補償

2 実費弁償

3 損害補償

4 総合調整及び指示に係る損失の補てん

## 第4章 市民の権利利益の救済に係る手続等

第1節 市民の権利利益の迅速な救済 ----- 1 1 7

第2節 市民の権利利益に関する文書の保存 ----- 1 1 8